

議案第12号

養父市大屋中高年齢者就業改善センター設置及び管理条例を廃止する条例の制定について

養父市大屋中高年齢者就業改善センター設置及び管理条例を廃止する条例を次のように定める。

平成29年2月24日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市大屋中高年齢者就業改善センター設置及び管理条例を廃止する条例

養父市大屋中高年齢者就業改善センター設置及び管理条例（平成16年養父市条例第168号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。